

社会福祉法人 新里福社会

保 育 園 運 営 規 程

社会福祉法人 新里福社会 めばえ保育園
保 育 園 運 営 規 程

第1章 総則

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人新里福祉会が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 (1) めばえ保育園 (2) 南城市佐敷字新里 463 番地 6

(施設の目的及び運営方針)

第2条 めばえ保育園(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用乳幼児の属する家族や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年3月31日改正 条例第20号)」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

第2章 利用定員

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。) 42人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳児未満児。以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 36人
- (3) 3号認定の子どものうち、満1歳未満の子ども 12人

単位：人

3号認定	3号認定	3号認定	2号認定	2号認定	
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
12人	18人	18人	14人	28人	90人

- 2 前項に関わらず、入園待機児解消のため、保育士が確保できれば上記の定員を超えて受け入れることができるものとする。

第3章 提供する保育等の内容

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）に基づき以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う

- (1) 特定教育・保育（第11条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ）
- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 延長保育事業
- (6) 障害児保育事業
- (7) その他保育に係る行事等

第4章 職員

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受入状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

- (1) 園長1名
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対して法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。
- (2) 主任保育士1名
主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。
- (3) 副主任保育士2名
専門的な知識を基に保育現場におけるリーダー的な役割を担い、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う。
- (4) 保育士13名
保育士は保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。また研究リーダーは、専門分野に関してリーダー的な役割を担い業務を行う。
- (5) 調理員 2名
調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (6) 事務員 1名
事務員は経理事務、労務事務に従事し、園の円滑な運営のため園長を補佐する。
- (7) 看護師 1名
看護師は、児童の健康及び、保健関係に関する業務を行う。
- (8) 嘱託医は、児童の健康管理に関する業務を行う。

(職務の心得)

第7条 職員はこの規程及びこれに付随する諸規程を守り、園長の指示に従い、職場の秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

(職員相互の連携)

第8条 法人の事務所及び保育園従事職員は、連携を密にして社会福祉法人としての機能の発揮に努めるものとする。

第5章 児童の処遇

(平等の原則)

第9条 当園は、利用乳幼児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は施設利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしない。

(保育を提供する日)

第10条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日、慰霊の日

(保育を提供する時間)

第11条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)

7時～18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)

8時30分～16時30分までの範囲内で、保護者が必要とする時間とする。

(延長保育事業)

第12条 当園は、それぞれ平常の保育時間を越えて保育が必要な場合には下記により延長保育を行う。

① 標準認定子ども・・・18:00～18:30 【30分】

※ 土曜日は延長保育を実施していません。

② 短時間認定子ども・・・7:30～8:30 / 16:30～17:30 【1時間】

(登降園)

第13条 登降園については原則として、保護者が付き添うものとする。

(欠 席)

第14条 利用乳幼児が欠席するときは、前日または当日午前9時までに、園へ口頭や電話、又は文書で届け出るものとする。

(保護者との連絡)

第15条 当園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力得るものとする。

(秘密の保持)

第16条 当園は、業務上知り得た利用乳幼児及びその家族に関する秘密事項については、利用乳幼児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り、第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、施設利用中及び利用終了後においても第三者に対して^{ひとく}秘匿します。

2 職員は業務上知り得た利用乳幼児またはその家族に関する個人情報について^{ひとく}秘匿し、また職員でなくなった後においても^{ひとく}秘匿するものとする。

(苦情対応)

第17条 保護者は提供されたサービス等について苦情を申し出ることができる。苦情対応については、別途『苦情対応規程』において詳細に定める。

(利用者負担その他の費用の種類)

第18条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

また、3歳児から5歳児クラスの児童の保育料は無償となりますが、毎月の給食費につきましては、当園に支払うものとする。支払い方法は、指定の口座からの引き落としとする。(振替手数料100円+税は、保護者負担)

内訳 : 月額 6,500円(主食費2,000円+副食費4,500円)

内容 : 給食の提供は月曜日～金曜日(土曜日保育利用時は、お弁当持参)

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準表額(子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられる

よう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講ずるものとする。

3 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる支払いを受けることができる。

- (1)日用品文房具その他特定教育保育に必要な物品の購入に要する経費としての実費
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用としてその実費
- (3) 前2号に掲げるものの他、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

<別表1>

<項目>	<費用>	<項目>	<費用>
園帽子	1,950 円程度	延長保育料	1 回 300 円／月額 3,000 円
おはようブック (3 歳児～5 歳児クラス)	370 円程度	教材、教具	2,000 円程度 (5 歳児のみ)
修了写真	650 円程度	卒園アルバム	10,000 円程度 (5 歳児のみ)

(保育利用時間調整に関する事項)

第19条 短時間保育及び標準時間保育の認定においては、南城市との利用調整を行わなければならない。

(利用の終了に関する事項)

第20条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、法令等の定める支給認定要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について、重大な資料又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第21条 当園の職員は、保育の提供を行っている時に、利用乳幼児の病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに囑託医または、利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、南城市、利用乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処理について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止の為の対策を講ずるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第5章 非常災害対等 対策

(非常災害対策)

- 第22条 当園は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第4項において「計画等」という。）を作成する事とする。
- 2 当園は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡の為の体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めるものとする。
 - 3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
 - 4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待防止の為の措置)

- 第23条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図る為、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令63号）に従い、安全の確保を講ずるとともに、以下のような身体的苦痛を与えたり、人格を^{はずかし}辱める等の行為を行ってはならない。
 - 3 職員は利用乳幼児の虐待が疑われる場合には、利用乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関及び市町村に通報するものとする。

第6章 記録の整備

- 第24条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (1) 保育の実施に当たっての記録
 - (2) 提供した保育に係る提供記録
 - (3) 南城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20号（平成26年10月17日）に規定する支給認定を行った市町村への通知に係る記録
 - (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して行った処理についての記録

第7章 雑 則

(改 正)

第25条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人新里福社会理事会の議決を経るものとする。

附 則 1. この規程は、平成 27 年 6 月 13 日より施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

2. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より、改正施行する。

3. この規程は、令和 1 年 10 月 1 日より、改正施行する。

4. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より、改正施行する。

5. この規程は、令和 7 年 1 月 1 日より、改正施行する。

6. この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より、改正施行する。

※ 本書は、卒園するまで大切に保管してください。